

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成30年9月20日（平成30年（独個）諮問第49号）

答申日：平成30年12月12日（平成30年度（独個）答申第36号）

事件名：本人に係る代理援助事件に関する終結報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定援助番号A，特定援助番号B及び特定援助番号C事件（以下，併せて「本件代理援助事件」という。）に係る特定日付け終結報告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年5月24日付け司支東京第143号により日本司法支援センター（以下「センター」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件代理援助事件に係る不服申立てを申し立てているため，不開示部分の開示は必須となるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

センターでは，以下の理由により，原処分を維持することが相当と考える。

センターは，経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに，無料で法律相談を行い（「法律相談援助」），弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（「代理援助」，「書類作成援助」）民事法律扶助業務を実施している。

民事法律扶助制度を利用して代理援助を行う場合は，代理援助を申し込んだ者（被援助者），援助を行う案件の処理を受任した者（受任者）及びセンターの三者間で「代理援助契約」を締結することとなっている。

受任者（センターと契約している弁護士等）は，代理援助契約書に基づいて，センターへ事件の進捗状況や結果を報告する責務があり，センター

は、受任者からの報告に基づいて、費用の立替えや報酬の算定等の手続を適切に行う義務があるが、事件そのものの進行については依頼者である被援助者と受任者との間で協議されるものであり、センターが関与することはないため、センターは、受任者から提出された報告書等から事件の進捗状況や結果を把握し、費用の精算（途中辞任の場合は費用の返還等が発生する可能性がある）や報酬等の決定を行うこととなる。

本件で不開示とした部分は、援助事件における受任弁護士が提出した報告書のうち、受任弁護士の所見・意見に関するものである。これらの率直な評価や意見について一部でも開示した場合、審査請求人から受任弁護士への非難や苦情等を誘引するおそれがあり、そのような場合、今後、受任弁護士が終結報告書等に率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるものと考えられる。

さらには、受任弁護士が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、審査請求人は、審査請求の理由として、援助事件に係る不服申立てを申し立てており、不開示部分の開示は必須となる旨を主張しているが、センターの業務方法書69条から70条の8までに規定される不服申立て及び再審査申立てにおいて、本件不開示部分が必須となることはない。

したがって、本件不開示部分は、法14条4号及び5号柱書に該当し、一部を開示しない決定（原処分）が相当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件代理援助事件に係る特定日付け終結報告書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報、審査請求人を申込者とする本件代理援助事件に係る受任弁護士から提出された特定日付け終結報告書に記録された保有個人情報であり、当該報告書の3頁目の「2. 受任者の出廷回数及び特に努力した事項」及び「3. その他報酬金及びその支払い方法等について」の項目の受任者意見記載欄が不開示とされていると認められる。
- (2) 諮問庁は、当該不開示部分について一部でも開示した場合、審査請求人から受任弁護士への非難や苦情等を誘引するおそれがあり、そのような場合、今後、受任弁護士が終結報告書等に率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるものと考えられ、さらには、受任弁護士が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。
- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、受任者による本件代理援助事件に係る率直な所見、意見等が具体的に記載されていると認められ、そうすると、上記(2)の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司